平成２９年（フ）第１５７号
京都市西京区川島調子町103番地の２
債務者　菱垣有美子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
京都市伏見区石田森東町23番地２　いわたの森市営住宅７―103
債務者　岩本達雄こと　李　　達雄
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
京都市南区西九条藤ノ木町15番地
債務者　幅ルビナこと　ＨＡＢＡ　ＲＵＢＩＮＡ　ＲＯＬＤＡＮ
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２４号
京都市伏見区石田森南町71番地　ハイツ一里塚　２階201号室
債務者　山本　弘美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
京都市東山区東大路三条下る３筋目進之町593番地
債務者　田中　司朗
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
京都府城陽市枇杷庄鹿背田83番地の15　ハイツ木田308号
債務者　谷口二二四
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
堺市東区西野149番地３
債務者　梁間　邦彦
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
大阪府河内長野市美加の台１丁目２番18号
債務者　井上比佐子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番５―1006号
債務者　辻村由美子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
堺市堺区東雲西町２丁４番４号　ハイツ千101号
債務者　太田　　曉
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
堺市堺区東雲西町２丁４番４号　ハイツ千101号
債務者　太田　祥子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
堺市堺区香ヶ丘町３丁５番１号　大栄荘203号
債務者　深野　則勝（旧姓髙島）
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町門田196―２　湯梨浜みのりデイサービスセンター内、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字漆原121番地
債務者　岩本　典子
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第３１０号
高知市梅ノ辻15番３号　プラムガーデン402
債務者　水田　広美
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１８号
高知県南国市駅前町２丁目５番14号　駅前ハイツ202号
債務者　宮﨑　英生
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５号
高知市一宮西町２丁目13番５号　グレイスマンション301
債務者　升星　多恵
1　決定年月日時　平成29年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０号
高知県香美市土佐山田町秦山町２丁目２番24号　メゾンボヌールＢ棟102号室
債務者　寺尾左貴子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
高知地方裁判所破産係